

第78号 平成27年1月1日発行

衛生検査所業

規約の遵守で 正常な商慣習を

# 公取協ニュース

編集・発行

衛生検査所業  
公正取引協議会

東京都千代田区紀尾井町3番27号

剛堂会館ビル3階

TEL&FAX (03)3263-2440

## 年頭所感



### 公正競争規約制度の 更なる普及・促進へ

消費者庁 表示対策課長  
真淵 博



謹んで新春のお慶びを申し上げます。

衛生検査所業公正取引協議会及び会員の皆様方におかれましては、昭和59年の設立以来、30年もの間公正競争規約の運用に御尽力いただき、また、消費者庁の消費者政策に対する御支援と御理解を賜り、改めて御礼を申し上げます。

消費者庁は発足から6年目を迎えます。消費者行政の「舵取り役」として、消費者が主役となって、安心して安全で豊かに暮らすことができる社会を実現するため、さまざまな課題に取り組んでいるところです。

平成25年秋以来、ホテルや百貨店のレストラン等でのメニュー・料理の表示が大きな問題となりました。これを受け、消費者庁では、個別事案に対する厳正な措置を行い、関係業界における表示適正化とルール遵守の徹底を図るほか、景品表示法の改正に取り組んできました。そして、国や都道府県での監視指導体勢の強化、事業者が講ずべき景品類の提供及び表示上の管理上の措置についての指針の作成等を内容とする景品表示法の改正が行われ、昨年12月1日から施行されました。さらに、不当表示規制の抑止力を高めるため、不当表示を行った事業者に経済的不利益を賦課する課徴金制度を導入する景品表示法の改正法が、昨年11月に公布されました。今後は、課徴金制度の円滑な施行に向け、必要な政令、内閣府令、ガイドライン等の策定、改正法の説明会などの取組を進めて行くことに

なります。

このように、景品表示法が、適正な商品選択を確保する上で非常に大きな役割を担っており、国民生活にとって重要であることが、この1年間で改めて認識されました。さらに、一般消費者が適正に商品・サービスを選択できる環境を守る上で、長年にわたり、大きな役割を担ってきた公正競争規約の重要性も改めて認識されています。改正法を審議する国会等の議論の中でも、公正競争規約に期待する意見は何度も論じられました。また、公正競争規約制度のより一層の普及を促進することが政府に対して求められており、こうした業界の自主ルールの果たす役割は、今後ますます期待が高まるものと考えております。

貴協議会におかれましては、これまでも公正競争規約の厳正かつ適正な運用に努めていただいているところではありますが、引き続き、公正競争規約の周知・徹底、その不断の見直しなど、日々の取組を通じ、医療機関等と貴業界との取引を適正なものとすることによって、消費者からの信頼確保に一層の成果を上げられることを期待しております。消費者庁といたしましても、公正取引協議会の皆様と協力し、その活動を積極的に支援してまいります。

最後になりますが、貴協議会の益々の御発展と会員の皆様方の御健勝を祈念いたしまして、私の年頭の御挨拶とさせていただきます。



# 年頭所感



## 規約完全遵守の年に

衛生検査所業公正取引協議会  
会長 伊達 忠一

新春を寿ぎ、謹んでお慶びを申し上げます。

昨年、当協議会は設立30周年の佳節を迎え、業界のルールである衛生検査所業における景品類の提供に関する公正競争規約の普及・定着のための諸活動を会員一丸となって展開いたしました。特に、平成25年5月から協議会活動の核として取り組んできました真空採血管の無償提供の禁止に関しては、会員各社の努力と医療機関のご理解により、飛躍的に改善が進みました。昨春は、診療報酬の改定や消費税の引き上げなどが重なり、真空採血管の無償提供禁止活動を推進する上で支障をきたす要因が多々あり、足踏みする時期もありましたが、継続的に成果を残すことができました。

今年、これまでの活動を更に押し進め、全ての会員が公正競争規約を完全に遵守する年としてまいりたい。そして、長い間の念願であった、業界に正常な商慣習が定着する年としてまいりたいと、心に強く誓っています。

幸いなことに、今年診療報酬の改定もなく、また、消費税の10%への引き上げも2017年4月まで延期され、真空採血管の無償提供の禁止など公正競争規約の完全遵守を遂行する上で、環境面においても絶好の時となります。また、真空採血管の有償化等に関しては全国的に見て地域差や会員間等での温度差はあるものの、環境の整う今年には会員同士の連携と協調により規約遵守が徹底されるものと信じています。

当協議会では、今年5月の通常総会時には真空採血管の無償提供を皆無とし、公正競争規約を完全に遵守する、との当初からの目標に向けて規約違反を未然に防止する種々の取り組みを計画し、実行してきました。目標の期限である総会まで、あと約5か月となりました。それ以降は、改善指導から違反措置に切り替わります。

総会までの残された期間、会員各社は規約違反となっている真空採血管等の無償提供禁止に係わる活動を一人ひとりの職員に徹底して、遺漏なきよう推進していただきたい。

公正競争規約の目的は、規約違反の未然防止と違反が生じた場合は、これを徹底的に排除することです。広島で開催される今年の総会以降、規約違反被疑行為があれば、断固としてこれを排除することになります。今、実施している未然防止の活動が、総会以降の違反行為ゼロに繋がることを切に願うものです。

また、折しも昨年12月、公正競争規約の根拠法である景品表示法が強化改正・施行されました。改正法では、事業者が景品表示法で規制される不当な景品類や表示による顧客の誘引を防止するための社内体制を確立するよう義務付けているところであり、今まで以上に、景品表示法及び公正競争規約の遵守への取り組みが強く求められています。

医療の一翼を担う衛生検査所が、コンプライアンスにおいて社会的責任を果たすためにも公正競争規約が完全に守られ、業界が健全に発展するよう全力を尽くす所存です。会員各位の一層のご協力・ご支援をお願い申し上げ、新年のご挨拶といたします。





## 運営委員会 開催

衛生検査所業公正取引協議会の運営委員会(久川芳三委員長)が、去る11月26日、日本衛生検査所協会会議室で開催された。同委員会では、当初の予定通り平成27年5月の通常総会時までは、真空採血管無償提供禁止の完全遵守の改善指導期間とし、それ以降の違反被疑行為については違反措置とすることがスケジュールの中で再確認された。また、同委員会では、現在、各地区協議会等で実施している勉強会の開催報告及び真空採血管無償提供禁止のフォローアップ調査結果について報告が行われたあと、当協議会の照会事項に対する厚生労働省からの疑義解釈について説明がされた。



規約完全遵守までの工程等を確認した運営委員会

運営委員会では、はじめに各地区協議会で実施されている調査委員及び営業担当者を対象とした勉強会が9地区協議会のうち既に5地区協議会で開催された、との報告がされた。併せて、目標としてきた真空採血管の無償提供禁止など公正競争規約の完全遵守の期限である平成27年5月の通常総会時までの残された6か月間の取組み及びその後は違反措置に切り替えることが、再確認された。

続いて、10月にまとめられた「真空採血管無償提供禁止のフォローアップ調査結果」、「景品表示法の改正に伴う事業者のコンプライアンス体制の確立」について、夫々報告がされた。

この後、厚生労働省に照会していた①衛生検査所(臨床検査センター)が、未登録で医療の用に供する検体検査を業として受託しても法的に問題はないか、②衛生検査所(臨床検査センター)が、医療管理機器を業として取り扱う場合は、医療機器販売業・賃貸業の届出を行わず、管理責任者を設置しなければ薬事法に抵触するか、に対する同省の回答が事務局から報告された。

## 各地区協で規約勉強会 開く

今年5月の通常総会以降は、真空採血管の無償提供は違反行為として措置されことになる。公正競争規約違反を未然に防止することを目的に各地区協議会で調査委員及び営業担当者を対象に勉強会を開催している。関東甲信越地区協議会においては、対象者が多く県支部単位(東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県は合同開催)での開催となった。現時点(平成27年1月1日)では、8地区協議会で勉強会を実施し、255名が参加した。九州地区協議会においても今月15日に開催する予定となっており、これで全ての地区協議会で公正競争規約完全遵守に向けた追い込みの勉強会が終了する。

勉強会では、①公正競争規約の法的な位置付け②真空採血管無償提供禁止の完全遵守に向けた今までの取組みと今後の取組み③平成27年5月の通常総会以降の違反被疑行為に対する違反措置の規定と流れ、などについて公取協事務局から説明が行われた。



一都三県合同で勉強会を開催(東京・剛堂会館一階)

### 事前案内

1月中旬ごろに実施する「真空採血管の無償提供禁止に関する情報提供調査」については、昨年11月17日発行の公取協ニュース第77号でも掲載し周知しましたが、今号において再度、事前案内を掲載し周知の徹底を図りますので、ご理解、ご協力の程、お願いいたします。今回の調査の実施内容は次の通り。

- (目的) 今回の調査は、改善指導が目的で違反措置は行わない。
- (実施時期) 1月中旬：調査用紙発送  
2月中旬：回答締切
- (調査対象) 全会員衛生検査所
- (調査の仕方) 自社申告ではなく、他社の行為についての情報提供調査

\* 自社が真空採血管の無償提供禁止を推進する上で、支障をきたす衛生検査所名等の情報を調査し、改善指導を実施する。



## 景品表示法改正に伴う事業者のコンプライアンス体制の確立

平成26年12月1日、改正景品表示法が施行された。今回の改正は、平成25年秋以降、百貨店やホテルのレストラン等におけるメニューに関する不当表示事案の多発が背景となったもの。そのため、改正は不当表示の抑止を目的としたものと思われがちであるが、「事業者のコンプライアンス体制の確立」など不当な景品類提供行為も含めた景品表示法違反の未然防止体制の確立が求められているので留意が必要。

◆今回の主な改正点は次のとおりです。

- ①事業者のコンプライアンス体制の確立 ⇒ 事業者に不当な景品類の提供、不当表示を未然に防止するための管理上の措置を講じることを義務付け
- ②情報提供・連携の確保 ⇒ 適格消費者団体への情報提供等(不当表示の差止請求関係)
- ③監視指導態勢の強化 ⇒ 都道府県知事にも消費者庁と同様の措置命令権を付与(従来は「指示」による改善指導)
- ④課徴金制度の導入 ⇒ 不当表示について課徴金制度を導入(課徴金の具体的内容については、平成26年11月19日再度の法改正が行われ、11月27日公布された。施行は公布日から1年半以内で別途定められる。課徴金額は対象商品の売上高の3%)

◆改正事項のうち、「事業者のコンプライアンス体制の確立」については、すべての事業者が要請されているものです。事業者が景品表示法で規制される不当な景品類や表示による顧客の誘引を防止するために講ずべき措置に関して、事業者がその適切な実施を図るためのガイドラインが制定されました(平成26年11月14日内閣府告示第276号)。ガイドラインの主な内容は次のとおりです。

- ①事業者は、その規模や業態、取扱商品・役務の内容等に応じて、以下に示す事項に沿うような具体的な措置を講じる必要がある。
  - ア 景品表示法の考え方の周知・啓発(例 説明会への出席、社内研修会の開催)
  - イ 法令遵守の方針等の明確化(例 社内規程、行動規範等として定める)

- ウ 表示・景品に関する情報の確認(例 違反とならない景品類の価額、種類等の確認)
- エ 表示・景品に関する情報の共有(例 確認した情報は各部門で共有)
- オ 表示・景品を管理するための担当者等を定めること(例 社内において監視・監督の権限を持つ者を定める)
- カ 表示・景品の根拠となる情報を事後的に確認するために必要な措置を採ること(例 売上傳票等根拠となる資料の保管)
- キ 不当な表示・景品が明らかになった場合における迅速かつ適切な対応(例 事実関係の確認、事態の収拾、再発防止措置)

②なお、従来から景品表示法や公正競争規約を遵守するために必要な措置を講じている事業者にとっては、新たに、特段の措置を講じることが求められるものではない。また、前記オの「管理担当者」は専任の担当者等である必要はなく、既存の一般的な法令遵守担当者をもって指定することも可能。

◆必要な措置を講じていない事業者には、措置を講じるよう勧告し、勧告に従わないときはその旨公表されることもありますので、会員各位においては、その事業規模に応じて対応することが必要です。公正取引協議会としましては、今後も説明会を開催するなど景品表示法の考え方の周知・啓発に努めていくこととしていきますので会員各位の積極的な参加を期待しています。

### 編集後記

一昨年4月、当協議会は消費者庁から真空採血管の無償提供の禁止など、公正競争規約遵守の徹底についての要請を受け、同年5月から真空採血管の無償提供を皆無とするなど、規約違反を防止するための活動を展開してきた。その活動も今年5月に開催される通常総会をもって一応の終止符を打つ。総会以降は、違反防止から違反を排除する取り組みに大きく舵を切る。社会に胸張る違反行為ゼロの業界を目指したい。(直)